

京都市特別会計条例の一部を改正する条例（平成21年3月3日京都市条例第34号）

（理財局財務部主計課）

1 本市が委託する事業等により、安定した雇用を求める派遣労働者などの非正規の労働者及び失業者に対して雇用の機会を創出することを目的とする雇用対策事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、新たに雇用対策事業特別会計を設置することとしました。

2 太秦東部地区市街地再開発事業の終了に伴い、市街地再開発事業特別会計を廃止することとしました。

この条例中1については平成21年3月3日から、2については平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月3日

京都市長 門川 大作

京都市条例第34号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

第1条 京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 雇用対策事業特別会計 本市が行う雇用対策事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため

第2条 京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年4月1日前における市街地再開発事業特別会計に係る歳入歳出の出納については、同年5月31日までの間は、なお従前の例による。

(理財局財務部主計課)